

＜令和7年度 ふれあい創作活動支援指導者 養成講習会 募集要項＞

ふれあい創作活動とは…個人の方や障害者グループの方々を対象に、絵画、陶芸、音楽、レクリエーションなど芸術・文化に関する様々な活動を支援する指導者を派遣し、障害者の芸術文化活動の活性化を図り、日常生活を豊かにすることを目的としている事業です。
(当事業の詳細につきましては、本協会ホームページまたは当事業チラシを参照)

1. 講習会の目的

- 障害及び障害者への理解を深め、創作活動を支援する指導者を養成します。

2. 実施主催

社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会

3. 募集対象

県内在住で、芸術・文化に一定の知識をおもちで、障害者の芸術文化活動を指導していただける方。

4. 期日・講習回数

令和7年10月18日(土)、講習は1回。

5. 会場

山梨県福祉プラザ 4階 第1会議室 (甲府市北新1-2-12)



6. 講習内容

障害及び障害者への理解を深める講義(下記の6講義)を受講します。(1講義、約30分)

- ・ 障害者福祉について
- ・ 聴覚障害者を理解していただくために
- ・ 知的障害者を理解していただくために
- ・ 精神障害者を理解していただくために
- ・ 肢体障害者を理解していただくために
- ・ 視覚障害者を理解していただくために

7. タイムスケジュール(目安)

9:30～ 9:45	主催者挨拶
9:45～ 9:55	当事業 全般説明
10:00～10:30	講義1
10:35～11:05	講義2
11:10～11:40	講義3
11:45～12:45	昼食・休憩
12:50～13:20	講義4
13:25～13:55	講義5
14:00～14:30	講義6
14:30～14:45	登録者からの ご報告
14:45～14:50	質疑応答
14:50～15:00	説明・連絡・閉会 挨拶

8. 申込方法

所定の申込書により、令和7年10月11日(土)までに本協会へ。(費用は無料)

9. 定員

15名(定員になり次第、締切となります)

10. 指導者証の交付

講習会を修了した方は、県知事名と押印の「山梨県ふれあい創作活動支援指導者証」を年度内に交付する運びとなります。

11. 申込先・問合せ先

社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会
〒400-0005 甲府市北新1-2-12
山梨県福祉プラザ1階
TEL: 055-252-0100
FAX: 055-251-3344
(ふれあい創作活動 担当)

